

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(丙71~73号証)

令和5年11月13日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 井 上 大 成

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

弁護士 富 野 聡 史

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
丙 71	新編 火山灰アトラス [日本列島とその周辺] (抜粋)	写し	H15. 9. 25	町田洋、 新井房夫	火山灰分析において、肉眼視できない火山灰による層準の推定は否定されていないこと
丙 72	広域テフラと考古学	写し	S58. 11	町田洋、 新井房夫	火山灰分析において、肉眼によるテフラの認定が不可能な風化土壌から特定テフラを検出することができる旨が明らかにされていること
丙 73	緑色普通角閃石の主成分および微量成分元素組成による美浜テフラと四国沖 MD012422 コアから検出されたクリプトテフラとの対比と給源の推定	写し	R3. 2	古澤明、 佐々木俊法、 後藤憲央	美浜テフラについては角閃石しか残存していないとされ、カミングトン閃石を含むという報告がなされていないこと